

日本労働年鑑 第26集 1954年版
The Labour Year Book of Japan 1954

第三部 労働政策

第一編 サンフランシスコ条約の発効と行政協定の締結

第二章 行政協定に伴う刑事特別法および土地収用法

刑事特別法

行政協定の締結に伴い多くの法律が制定されたが、ここでとくに重要なのは、「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法」である。それはアメリカ駐留軍に関して、刑事上の実体法および手続法に特別規定をもうけたものであり、行政協定に基いてアメリカ駐留軍の機密と安全を保護し、あわせて刑事裁判権の管轄を規定したものである。

そのおもな規定は次のとおりであるが、全体として刑がおもいこと、軍機保護については、機密の探知、収集、漏えいのほか、その未遂をも含み、その上、陰謀、教唆、煽動をも罰することになっている点、また手続規定の部分ではいわゆる属人主義をとって治外法権の色彩がつよいことなどが指摘される。

第一章 総則
第一条【定義】(略)
第二章 罪

第二条【施設または区域を侵す罪】正当な理由がないのに、合衆国軍隊が使用する施設または区域であって入ることを禁じた場所に入り、または要求を受けてその場所から退去しない者は、一年以下の懲役または二千元以下の罰金もしくは科料に処する。ただし、刑法に正条がある場合には、刑法による。

第三条【証拠を隠滅する等の罪】行政協定により米合衆国の軍事裁判所(以下「合衆国軍事裁判所」という)が裁判権を行使する他人の刑事被告事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、もしくは変造し、または偽造もしくは変造の証拠を使用した者は、二年以下の懲役または一万円以下の罰金に処する。

犯人の親族が犯人の利益のために前項の罪を犯したときは、その刑を免除することができる。

第四条【偽証の罪】合衆国軍事裁判所の手続に従って宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。虚偽の鑑定または通訳をしたときは、前二項の例による。

第五条【軍用物を破壊する等の罰】合衆国軍隊に属し、かつその軍用に供する兵器、弾薬、食糧、被服その他の物を損壊し、または傷害した者は、五年以下の懲役または五万円以下の罰金に処する。

第六条【合衆国軍隊の機密を侵す罪】合衆国軍隊の機密(合衆国軍隊についての別表に掲げる事項およびこれらの事項に係る文書、図画もしくは物件で、公になっていないものをいう。以下同じ)を、合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもってまたは不当な方法で、探知し、または収集した者は、十年以下の懲役に処する。

合衆国軍隊の機密で、通常不当な方法によらなければ探知しまたは収集することができないようなものを他人にもらした者も、前項と同様とする。

第二項の未遂罪は、罰する。

第七条 前項第一項または第二項の罪の陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。

前条第一項または第二項の罪を犯すことを教唆し、または扇動した者も、前項と同様とする。

前項の規定は、教唆された者が、教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

第八条(略)

第九条【制服を不当に着用する罪】正当な理由がないのに、合衆国軍隊の構成員の制服またはこれに似せて作った衣服を着用した者は、拘留または科料に処する。

第三章 刑事手続

第十条【施設または区域内の逮捕等】(略)

第十一条【施設または区域外で逮捕された合衆国軍隊要員の引渡】(略)

第十二条【合衆国軍隊によって逮捕された者の受領】(略)

第十三条【施設または区域内の差押、捜査等】(略)

第十四条【日本国の法令による罪にかかる事件についての捜査】行政協定により合衆国軍事裁判所が、裁判権を行使する事件であっても、日本国の法令による罪に係る事件については、検察官、検察事務官または司法警察職員(鉄道公安職員を含む)は、捜査をすることができる。(以下略)

第十五条【証人の出頭等の義務】合衆国軍事裁判所の囑託により、裁判官から合衆国軍事裁判所に証人として出頭すべき旨を命ぜられ、または合衆国軍事裁判所において宣誓もしくは証言を求められた者は、これに応じなければならない。

前項の者が、正当な理由がないのに、出頭せず、また宣誓もしくは証言を拒んだときは、一万円以下の過料に処する。

第十六条【証人拘引についての協力】(略)

第十七条【書類または証拠物の提供等】(略)

第十八条【日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件についての協力】検察官または司法警察員は、合衆国軍隊から、日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件につき、合衆国軍隊要員の逮捕の要請を受けたときは、これを逮捕し、または検察事務官もしくは司法警察職員に逮捕させることができる。(以下略)

第十九条(略)

第二十条【刑事補償】(略)

付則 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の公布の日から施行する。

別表 一、防衛に関する事項(イ)防衛の方針もしくは計画の内容またはその実施状況(ロ)部隊の隷属系統、部隊数、部隊の兵員数または部隊の装備(ハ)部隊の任務、配属または行動(ニ)部隊の使用する軍事施設の位置、構成、設備、性能または強度(ホ)部隊の使用する艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の種類または数量

二、編制または装備に関する事項(イ)編制もしくは装備に関する計画の内容またはその実施の状況(ロ)編制または装備の現況(ハ)艦船、航空機、兵器、弾薬、その他の軍需品の構造または性能

なお国会においては、次のような反対論があった。(第一三回国会参議院本会議五月六日、岩間正男議員の反対討論)

私は過般の二十七年度予算審議に当りまして、日本共産党を代表して、この刑事特別法案が如何に日本国民の基本的人權を侵犯し、言論の自由を完全に封殺して平和と独立への一大障壁となるであろうかということ、再三再四指摘したのであります。而も更にその及ぼす実害が、駐留軍という軍事的権力によって背後から支配される関係上、曾っての軍機保護法や只今問題となっておりますところの破壊活動防止法案などに優るとも決して劣らない悪法であることを又指摘して来たのであります。日本国民は破壊活動防止法と刑事特別法の二本建によって文字通り軍事警察のテロルの支配下に置かれ、まさに有史以来の民族的危険にさらされようとしているのであります。

次に、私は本法案の危険極まりない一、二の性格を指摘してみたいと思います。

先ず第一に、本法案は、政府の説明によれば、アメリカ軍隊に対して現に敵対関係にあるもの及びさして遠くない将来敵対関係を生ずる可能性のある国その他米軍の安全を害する意図あるものに機密を知られることは、その安全にとって危険なので、その機密保持のために提出されたと言われております。これは誠に驚くべき説明であると言わねばならない。ここに現に敵対関係にあるもの、及びさして遠くない将来云々とは、具体的に言えば中共、ソ連、北朝鮮を指すのでありましようが、これらの国々を仮想敵国視して今後の政策を推し進めることは、日本並びにアジアの平和のために危険極まりない暴挙と言わねばならないのであります。而もそれは何ら日本の必要によってではない。アメリカ軍の必要のみによってかかる立法が行われることは全く沙汰の限りと言わねばならないのであります。

更に驚くべきことは、その軍機なるものの内容であります。これは本法案の別表として例示されているところでありますから、諸君もその内容については詳しく御承知のことでありましよう。これによれば、防衛の方針、計画の内容、実施方針は言うに及ばず、アメリカ部隊の隷属系統、部隊数、その兵員数、装備、任務、配備、行動、又軍事施設の位置、構成、設備、性能、艦船、航空機、兵器、弾薬等の種類、数量、構造、性能等の一切に及んでいるのであります。無論軍事輸送や通信等についてもその例外ではないのであります。而してこれらの事項及びこれらの事項にかかわるところの文書、図書若しくは物件で公けになっていないもの、即ち、新聞、雑誌、ラジオ等で公表されないものを探知収集し、又は他人に漏らした者は、十年以下の懲役に処することになっており、又その未遂者、陰謀者、更にこれを教唆した者、煽動した者等に対しては五年以下の懲役に処することが規定されているのであります。これは一見すれば誠に尤もなことのようで実際は甚だ尤もでないのであります。なぜならば、例えば我々の頭上を朝夕飛び交うところのあの飛行機が一体B二九であるか、或いはB三六であるか、或いはジェット機であるか、又その性能がどうか、一体その機数がどれぐらいあるか等について会話を交えたとする。そうして、こうしたことは今までの日常茶飯事にあつたことでありますが、こうした事実すらも、取りようによっては直ちに軍機に触れるというので処断される結果になるのであります。

何せアメリカ軍がいるのでありますから、いろいろなこういう事態を隠すことはできな

い。我々の目に日常生活の中でこれは触れる。だから、若しこういう危険は困るというなら、これはアメリカの軍隊に帰ってもらうよりほかはないのであります。この根源を基にしないでこういう法案を作って日本国民を弾圧しようとしている。殊に行政協定がいよいよ実施されれば、国民生活は今までより多くの圧迫と破壊にさらされることは必至であります。軍管理工場の労働者はその劣悪な条件に堪えかねるでありましょうし、今後ますます頻発する農地の取上げや漁区の立入り禁止に対しては、農民や漁民はその生存権を守るために反対闘争を組織せざるを得ないであろう。これは又労働者、農民の権利であります。ところで、その反対闘争に当って、どこそこの工場ではどんな兵器が作られ、どこそこにはB三六発着の飛行場が作られつつあるということを訴えるに至ることは、これは当然自然の成り行きであります。而もこのような止むに止まれぬ基本的権利を守る闘いすらも忽ち軍機に触れ、その処断が要求されることになるのであります。無論、新聞やラジオは事の真相を伝え、その賛否を論ずることはできなくなるのであります。学者、評論家の評論が又忽ち当局の忌諱に触れることになるのは明らかであります。もはやこうなれば、新聞やラジオのニュースは、一々米軍の許可を受けるか、又その提出奨励にかかわるものだけを取扱うことになるのであります。これでは日本国民は事の真相を知り世界の情勢を刻々に判断する一切の権利が奪われ我々の知らない間にあの東条時代のような重大な段階に追い落されるのであります。尤も本法案の第六条によれば、本法案の適用は「合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもって、又は不当な方法で」軍機漏洩を企てた者を罰する建前には一応なっております。但しこれを判定する者は、先ほどから問題になりましたように誰かと言うと、言うまでもなくそれは米駐留軍当局であり、又その下請の日本警察であります。労働組合運動や農民組合運動弾圧のために、これらの悪法が常に拡張解釈され、不当極まる適用を見たことは、まだ我々の記憶になまなましい事実であります。否、初めからこうした人民弾圧の目的を以て作られているのが本法案の真の狙いであると私は断ぜざるを得ないのであります。

第二に私の指摘したいのは、米軍軍事裁判に呼び出される証人が出頭しなかった場合及び証言拒否、証拠湮滅、変造等に対する処罰であります。証人不出頭の場合には、米軍事裁判官の拘引状によって日本の警察職員が逮捕できると明記してあるのであります。併し更に重大なことは、他人の刑事事件に対する参考人までが、取調や実況検分の名の下に身体の拘束及び捜査を行われ、又書類の提出を要求される。若しこの処分を拒み妨げ忌避した者は一万円の過料であります。証人や参考人に対するかかる規定は、全く世界にその例を見ないところであります。これに対して米軍の場合はどうかというに、日本の裁判管轄の適用除外、つまり治外法権の適用を受ける者は、現に服役中の米軍とその軍属はもとより、米軍に雇用され、又はこれに勤務し更にこれに随伴する者、家族等、いわゆる軍の公的、私的を問わず、殆んど一切の関係者を含めているのであります。それらの者が受入国たる日本に対して犯した犯罪に対しましては、日本の裁判権から完全に除外されているのである。これを前記の日本側の証人や参考人に対してまで人権無視の罰則を設けているのと比較するときその屈辱的条件が如何なるものであるかについて、むしろ我々は啞然とするものであります。

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1954年版(第26集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
